

○七ツ森地域交流センターお試し住居使用実施要綱

令和3年3月 10 日告示第 33 号

七ツ森地域交流センターお試し住居使用実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、お試し住居の使用について、[七ツ森地域交流センター条例\(平成30年雫石町条例第27号。以下「条例」という。\)](#)及び[七ツ森地域交流センター条例施行規則\(平成30年雫石町規則第16号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「お試し住居」とは、[条例別表](#)に規定するお試し住居(日常生活を営むための家具、電化製品その他の住宅に関する備品及びその附帯施設並びにこれらの敷地を含む。)をいう。

(対象者)

第3条 お試し住居使用の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町への移住を検討する者
- (2) お試し住居使用料を支払うことができる者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者
- (4) 第7条及び第8条の各号に定める事項を遵守することができる者
- (5) 過去にお試し住居を使用した者にあつては、その終了から3月が経過した者
- (6) 町外に住所を有し、かつ、現に居住している者

(居住地の証明)

第4条 お試し住居を使用しようとする者(複数人で居住しようとする場合はその代表者)は、[規則第4条](#)の規定により提出する七ツ森地域交流センター利用許可申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 同一の期間内に居住を体験しようとする全ての者の住民票の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(お試し住居使用の順位)

第5条 町長は、お試し住居を使用しようとする者の使用予定日時が重複し、又は当該使用しようとする者の数が使用できる住居の室数を超えるときは、過去に使用したことがない者を第1順位とし、複数人で使用する場合において、前条第1号に掲げる者が多数である者を第2順位とし、過去に使用した時から経過期間が長い者を第3順位として使用者を決定するものとする。

2 前項の優先順位によりがたいときは、町長が抽選その他の公平な方法により決定するものとする。

(使用期間)

第6条 お試し住居の使用の期間は、1申請につき30日以内とする。

(お試し住居使用の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守及び就寝時に施錠する等お試し住居を善良に管理すること。
- (2) お試し住居の様態を改変又は増築しないこと。
- (3) お試し住居の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (4) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては水道の凍結防止に配慮すること。
- (5) 備付けの備品及び什器類を適切に取り扱い、持ち出さないこと。
- (6) お試し住居内及び周辺を適正に管理すること。
- (7) ごみを決められたルールに従い排出すること。
- (8) 自動車を使用するときは、決められた区域に駐車し、通路等に駐車することにより歩行者及び他の車両の通行を妨げないこと。
- (9) 退去する際には清掃及び環境整備を行い、速やかに鍵を町長に返却すること。

(制限される行為)

第8条 お試し住居の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第1号に規定する者以外の者を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う場所としてお試し住居を使用すること。
- (3) 興業の用に供する場所としてお試し住居を使用すること。
- (4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う場所としてお試し住居を使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) お試し住居の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (9) その他体験住宅の使用にふさわしくないこととして町長が指示すること。

(使用料)

第9条 使用者は、[条例第9条](#)の規定に基づく使用料の納入を行う場合、使用料を町長が定める期日までに納入しなければならない。

2 町は、[条例第6条](#)の規定に基づく変更により、使用期間が短縮された場合、使用者に対して使用料を返還するものとする。

(立入り)

第 10 条 町長は、お試し住居の防火、構造の保全その他お試し住居の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾を得て、お試し住居内に立ち入ることができる。

(事故免責)

第 11 条 お試し住居が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該お試し住居内又はその周辺で発生した事故に対して、町は、その責任を負わないものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。